## VII 児童生徒に対する非違行為関係 非違行為等の分類・具体例 免職 停職減給 戒告 1 わいせつ行 (1)児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員 $\bigcirc$ 為等 (2)児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員 $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ 2 体罰等 (1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後 $\bigcirc$ $\bigcirc$ 遺症が残る傷害を負わせた教職員 (2)体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員 $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ (3)児童生徒に上記以外の体罰をした教職員 $\bigcirc$ $\bigcirc$ (4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせ 体罰の量定に準じて取り た場合 扱う 3 生徒指導に 修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に $\bigcirc$ $\bigcirc$ $\bigcirc$ おける不適切 飲酒をするなど、不適切な言動をした教職員 行為